

はたらく障害者応援プレミアム商品券発行事業委託について、公募型プロポーザル方式により受託者を選定しますので、次のとおり公告します。

令和4年7月19日

奈良県知事 荒井 正吾

1 事業の概要

(1) 事業名

はたらく障害者応援プレミアム商品券発行事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業内容

はたらく障害者応援プレミアム商品券発行事業委託仕様書（以下「仕様書」という。）の
とおり

(3) 委託金額の上限

委託金額の上限は、39,700千円（消費税及び地方消費税を含み、プレミアム分
30,000千円を含む。）とする。

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

2 公募に参加する者に必要な資格

本事業の受託者募集に参加できる者は、事業の趣旨を十分に理解し、事業を円滑に遂行でき、
かつ、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 提案書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置の期間中でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。

(6) 役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

(7) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経

営に実質的に関与していないこと。

- (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (11) 提案書提出時点において、物品購入等に係る競争入札の参加資格に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）第2条第1項に規定する欠格要件に該当していないこと。

3 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 提案書類に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、県が定める期日までにその補正に応じないとき。
- (4) 一以上の審査項目についての記載がなかったとき。
- (5) 委託上限金額を超える見積書が提出されたとき。
- (6) プレゼンテーションに不参加のとき。
- (7) その他不正な行為があったとき。

4 手続等

(1) 担当部局

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県福祉医療部障害福祉課 障害者雇用促進係
TEL：0742-27-8514 FAX：0742-22-1814

(2) 募集要項及び仕様書の配布

令和4年7月19日（火）から同年8月9日（火）午後5時までの間に、奈良県障害福祉課ホームページから入手するものとする。

(3) その他

提案書等の提出、質問の受付、プレゼンテーション、その他の留意事項については、募集要項に示すとおり。

5 受託者の選定

4の（2）により配布する募集要項に示すところによる。

6 その他

- (1) 本事業の提案への参加に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 特定された提案者の提案書は返却しない。しかし、特定されなかった提案者の提案書は返却するものとする。
- (3) 各業務の詳細は、4の（2）により配布する仕様書に示すところによる。